



# 山形県公報

平成21年2月27日(金)

号 外(9)

## 目 次

### 条 例

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....(人事課)...4  
 山形県地域活性化基金条例.....(財政課)...同  
 山形県消費者行政活性化基金条例.....(生活安全調整課)...5  
 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例.....(県民文化課)...同  
 山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例を  
 廃止する条例.....(健康福祉企画課)...6  
 山形県安心こども基金条例.....(児童家庭課)...同  
 山形県妊婦健康診査支援基金条例.....(同)...7  
 山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条  
 例.....(障がい福祉課)...同  
 山形県ふるさと雇用再生特別基金条例.....(雇用労政課)...8  
 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例.....(同)...同  
 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例.....(交通政策課)...9

## この号で公布された条例のあらまし

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)  
 旅行命令簿及び旅費請求書が電磁的記録により作成することができるようになることに伴い、  
 規定の整備を行うこととした。

山形県地域活性化基金条例 (県条例第2号) (財政課)

- 1 地域の活性化等に資する事業を実施するため、山形県地域活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

山形県消費者行政活性化基金条例 (県条例第3号) (生活安全調整課)

- 1 県及び市町村が消費生活相談に応ずる体制の強化等に関する施策を実施するため、山形県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)  
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県条例第4号)(県民文化課)  
特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員の表決に係る電磁的方法を定めることとした。  
山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例を廃止する条例(県条例第5号)(健康福祉企画課)  
理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金の貸与制度を廃止することとした。  
山形県安心こども基金条例(県条例第6号)(児童家庭課)
- 1 県内における保育所の計画的な整備、認定こども園の拡充等の新たな保育に対する需要への対応その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、山形県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)  
山形県妊婦健康診査支援基金条例(県条例第7号)(児童家庭課)
- 1 県内における妊婦に対する健康診査の円滑な推進を図るため、山形県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、妊婦に対する健康診査の円滑な推進を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)  
山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(県条例第8号)(障がい福祉課)
- 1 題名を山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例に改めることとした。(題名関係)
- 2 山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金の設置目的を追加するとともに、その設置期間を延長することとした。(第1条及び附則第2項関係)  
山形県ふるさと雇用再生特別基金条例(県条例第9号)(雇用労政課)
- 1 地域の実情に応じて創意工夫を生かした事業を実施することにより、県内において安定的な雇用の機会の創出を図るため、山形県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を

設置することとした。(第1条関係)

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

5 基金は、安定的な雇用の機会の創出を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)

6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 (県条例第10号) (雇用労政課)

1 地域の実情に応じて臨時応急の事業を実施することにより、県内において非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るため、山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

5 基金は、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)

6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (県条例第11号) (交通政策課)

1 鼠ヶ関マリーナの港湾管理事務所の使用料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第1号

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「を記載して」を「の記載又は記録をし、」に改め、同条第5項中「及び様式は」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項は、」に改める。

第13条第1項中「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料」に、「此の場合」を「この場合」に、「添附書類」を「資料」に、「その書類」を「その資料」に改め、同条第4項中「添附書類」を「資料」に、「記載事項」を「記載事項又は記録事項」に、「期間」を「期間その他の必要な事項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて請求することができる。
- 5 前項の規定により請求が電磁的方法により行われたときは、当該旅費の支出又は支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに請求したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県地域活性化基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第2号

山形県地域活性化基金条例

(設置)

第1条 地域の活性化等に資する事業を実施するため、山形県地域活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

---

山形県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県消費者行政活性化基金条例

（設置）

第1条 県及び市町村が消費生活相談に応ずる体制の強化等に関する施策を実施するため、山形県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

---

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（電磁的方法）

第3条の2 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例を廃止する条例

山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例(昭和50年3月県条例第17号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県安心こども基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県安心こども基金条例

(設置)

第1条 県内における保育所の計画的な整備、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)の拡充等の新たな保育に対する需要への対応その他の子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、山形県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金

に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

---

山形県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第1条 県内における妊婦に対する健康診査の円滑な推進を図るため、山形県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、妊婦に対する健康診査の円滑な推進を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失う。

---

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年2月県条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例

第1条中「運用」を「運用並びに福祉及び介護を担う人材の確保」に、「山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金」を「山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金」に改める。

第6条中「運用」を「運用並びに福祉及び介護を担う人材の確保」に改め、「緊急的な」を削る。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第1条 地域の実情に応じて創意工夫を生かした事業を実施することにより、県内において安定的な雇用の機会の創出を図るため、山形県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、安定的な雇用の機会の創出を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

---

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第1条 地域の実情に応じて臨時応急の事業を実施することにより、県内において非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るため、山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)



第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るために実施する事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1号へ鼠ヶ関マリーナの項の表港湾管理事務所の項中

1 使用時間が午前9時から午後1時までの間の場合	1,460円	
2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合	1,640円	
3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合	2,300円	
1 使用時間が午前9時から午後1時までの間の場合	4,400円	を
2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合	4,940円	
3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合	7,700円	
4 使用時間が午後5時から午後9時までの間の場合	8,800円	
5 使用時間が午後9時から翌日の午前9時までの間の場合	1時間までごとに 3,300円	

	1 時間までごとに 350円	
	1 時間までごとに 1,100円	照明設備を使用する場合は、1 時間までごとに1,100円を加算する。

に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1 日から施行する。